

要望事項 (優先順位 2)

国道367号沿い東側(八瀬登山口～大原美濃瀬橋間)の樹木伐採と拡幅工事

要旨

国道367号沿いでは、過去に一部枝打ちをしていただきましたが、樹木伐採が必要な箇所がまだありますので、土地所有者との話し合いを行っていただき、道路からはみ出る樹木による、大型観光バスの屋根や側面との接触障害を解消するとともに、道路自体の拡幅工事をおこなっていただくよう要望します。

また、平成30年9月の台風21号による倒木処理もできていないため、併せて実施をお願いします。

回答**(建設局左京土木事務所)**

民有地から道路にはみ出た樹木の枝の伐採や民地内の倒木処理については、当該樹木(又は土地)の所有者が行うことが原則ですので、今後も地元の皆様の御協力をいただきながら、適切な樹木の管理を所有者の方々に申し入れしてまいります。

なお、道路上にはみ出た枝等のうち、大型車等に接触し事故を誘発する恐れがあるもの等については、土木事務所にて、緊急的に枝打ち等の処理を実施しておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

(建設局道路建設部道路建設課)

本市では、危機的な財政状況を克服し、持続可能な財政の確立に向けて、令和3年8月に策定した行財政改革計画に基づき、投資的経費の規模の抑制などに取り組んでいるところです。

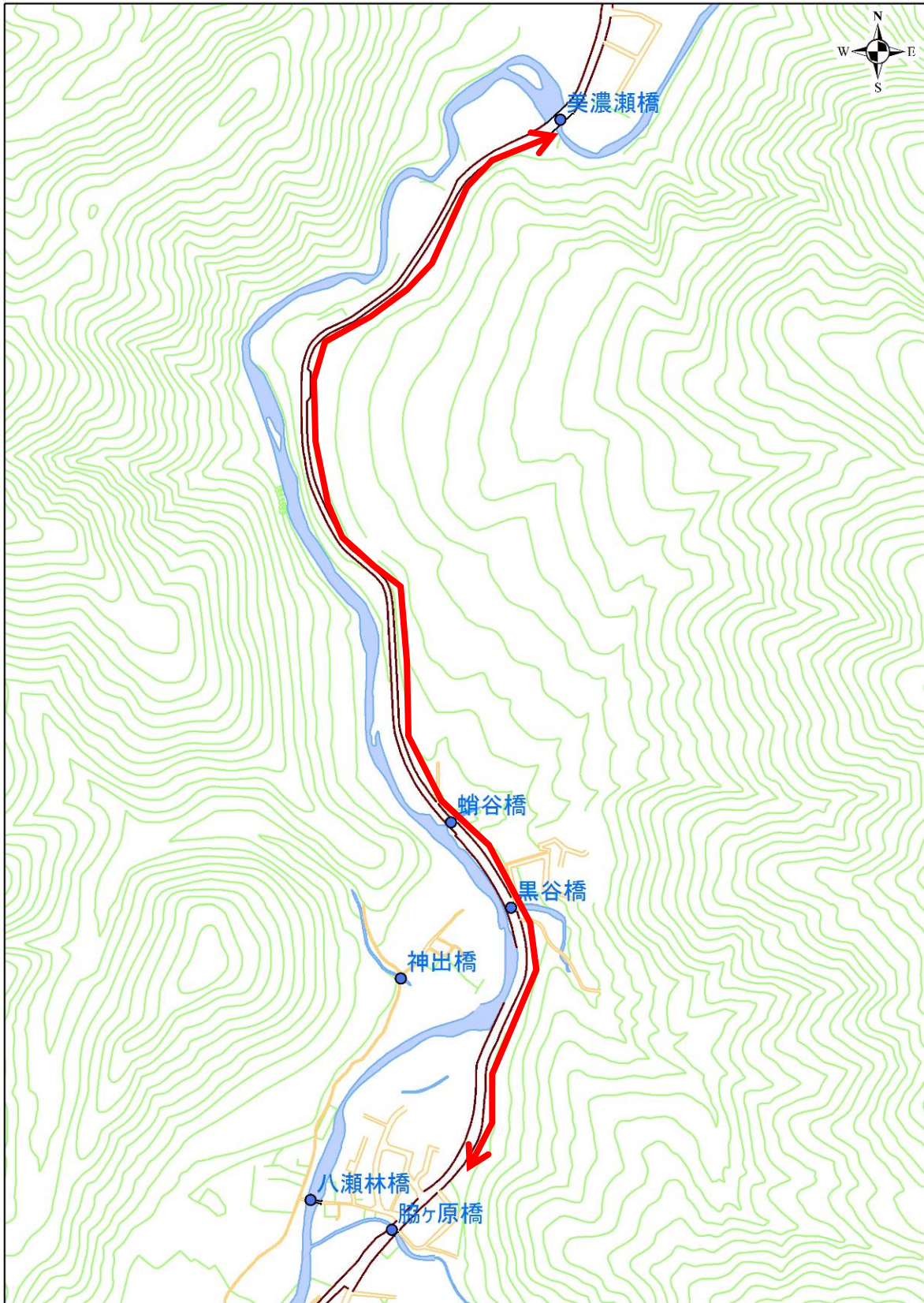
道路整備事業につきましては、多くの路線で事業の一時休止等を行っている状況であり、御要望の国道367号の拡幅につきましては、事業着手は困難な状況ですので、御理解を賜りますようお願いいたします。

(産業観光局)

倒木処理につきましては、森林所有者向けの支援制度を創設するとともに、所有者による復旧が困難である箇所については、治山事業等の実施を京都府に要望するとともに、事業を円滑に実施できるよう本市で所有者調査や交渉等を行っているところです。

要望区間の一部については、治山事業による倒木処理の早期実施に向け、京都府と調整を進めておりますので、事業実施時における地域の皆様方の御協力をお願いいたします。

地図



特記事項:

1:5,500